

町田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年(2013年) 8 月 3 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

町田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和50年12月町田市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「期日に」を「期間に」に改め、「年14.5パーセント」の次に「（当該納付期日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）」を加える。

付則に次の1項を加える。

（延滞金の割合の特例）

3 当分の間、第10条第1項（第11条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の町田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

町田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(延滞金)</p> <p>第10条 市長は、第6条第3項の納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額にその納付期日の翌日から納付の日までの期間に応じて年14.5パーセント(当該納付期日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>付 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、第10条第1項(第11条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第10条 市長は、第6条第3項の納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額にその納付期日の翌日から納付の日までの期日に応じて年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>付 則</p> <p>1・2 略</p>